

第2節 男女共同参画社会の実現を図る

■現状と課題（前期基本計画までの成果を踏まえて）

女性の社会的、経済的地位の向上をめざして、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されるなど、近年さまざまな分野において、女性の役割が期待されています。一方で、未だ性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行が根強く残っていることや、配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス：DV）による女性の人権侵害などが、女性の社会進出や経済的自立などを妨げる原因となっています。

このような状況に対応するため、本市では、平成17年に「城陽市男女共同参画を進めるための条例」を施行し、これに基づく拠点の整備として「城陽市男女共同参画支援センター ぱれっとJOYO」を平成18年に設置しました。

また、平成18年からの「城陽市男女共同参画計画ーさんさんプラン」を引継ぎ、平成22年「第3次城陽市男女共同参画計画ーさんさんプラン」を新たに策定し、この計画に基づいて、さまざまな取り組みを行っているところです。

今後も、女性の就業継続や男性の家庭・地域参画のためのワーク・ライフ・バランス^{*}の推進に向けた新たな課題への対応や、男女が共にその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる場において、男女共同参画に関する意識啓発に努めるとともに、女性がその個性と能力を発揮しやすい社会環境整備に取り組むことや女性の登用が求められています。

■基本方針

○男女が互いに尊重し、社会の対等なパートナーとして相互に責任を分かち合い、また、自らの意思によって社会のあらゆる分野で、その個性や能力を発揮できる環境づくりを進めることにより、男女共同参画社会の実現をめざします。

■まちづくり指標

まちづくり 指標名	説明	単位	現状値 (平成22年度)	5年後の目標 (平成28年度)	めざすべき 目標
男女が平等であると 感じる市民の割合	男女共同参画社会に関する 市民アンケート結果	%	男性 32.4 女性 21.0 (H19)	男性 44 女性 41	100
女性の労働力率	女性労働力人口／女性 15歳以上人口	%	45.8 (H17)	54	↑
ぱれっとJOYOへの 参画団体数	城陽市男女共同参画支 援センターの男女共同 参画推進団体として登 録している団体数	団体	24	33	↑

■主な施策の展開

(1) 男女共同参画の推進

家庭・地域・職場などのあらゆる分野において、男女がともに参画できる社会を実現するため、男女共同参画に対する市民理解を深めるための啓発活動、審議会などへの女性委員の登用など、「城陽市男女共同参画計画ーさんさんプラン」に基づいた取り組みを進めます。

(2) 男女共同参画の環境整備

男女共同参画社会の実現に向けた環境を整えるため、女性の職業能力発揮のための学習機会や情報の提供、DV被害者女性に対する支援、妊娠、出産期における健康支援など、相談・支援体制の充実を図り、女性が社会参画しやすい環境づくりに取り組みます。

■市民まちづくりワークショップからの提言（平成18年）

市民の役割（例示）

- 男女共同参画意識を高める講演会や各種講座などに積極的に参加し、学習する。
- 家庭・地域・職場のそれぞれにおいて、男女共同参画の意識を高める。
- 女性の職業能力の開発・向上に関する取り組みや支援方策に参加する。

■PR施策

○若者への男女共同参画啓発の取り組み

若者への男女共同参画の啓発を推進するため、中学3年生に冊子「Together」を配布するとともに、それを教材として活用し、男女の人権を尊重して、自分も相手も大切にコミュニケーション力をつけることを目的に、中学校での出前講座を実施しています。冊子の発行にあたっては、中学生を対象としたアンケート調査の結果に基づき、市民意見もとりいれており、また、出前講座の実施はNPOとの協働により実施しています。

多種多様な連携により若者へのデートDVの防止や男女共同参画の意識啓発を実施しています。



【中学生冊子「Together」】

【用語説明】

※ワーク・ライフ・バランス：職場中心のライフスタイルではなく、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルのこと。ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは国民一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。女性も男性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動などさまざまな活動を自分の希望するバランスで展開でき、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす。